

基本協定書(案) 新旧対照表

No.	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	修正前	修正後
1		4	5	2	(6)	(SPCの株主)	<p>本普通株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業（実施契約に定める定義による。）又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。また、本普通株主は、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をするものとする。</p>	<p>本普通株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業（実施契約に定める定義による。）又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。また、本普通株主は、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力をするものとする。</p>
2	2	11		7		株主誓約書	<p>7当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること。また、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力すること。</p>	<p>7当社は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等がSPCにより主たる事業又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾すること。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。また、当該利用許諾に関して市又は市の指定する者から協力を求められた場合、必要な協力すること。</p>